

2020年10月20日

各位



じゅうろく 遺言代用信託 **想族 あんしんたく**

日本赤十字社岐阜県支部を「遺贈寄付」提携先法人に追加することについて

～ 同時に同支部と「遺言を活用した遺贈寄附に関する協定書」を締結 ～



株式会社十六銀行（頭取 村瀬 幸雄、以下「当行」といいます。）は、じゅうろく遺言代用信託＜想族あんしんたく＞の「遺贈寄付」提携先法人に、日本赤十字社 岐阜県支部（支部長 古田 肇、以下「日赤岐阜県支部」といいます。）を追加しましたので、お知らせいたします。

じゅうろく遺言代用信託＜想族あんしんたく＞は、三井住友信託銀行株式会社（取締役社長 橋本 勝、以下「三井住友信託銀行」といいます。）と当行との間で実施している、相続・資産承継分野における協働取組商品です。

日赤岐阜県支部を、じゅうろく遺言代用信託＜想族あんしんたく＞の遺贈寄付提携先に追加したことにより、一般的に「遺贈寄付」をするために必要な遺言書を作成することなく^{※1}、一定の金額の範囲内^{※2}の同支部への「遺贈寄付」が、簡便なお手続きで可能となりました。

※1 遺言書の作成・執行等を信託銀行等の専門家に依頼すると、一般に100万円以上の報酬と公証役場等での公正証書遺言作成の手続きが必要となります。本商品の設定時報酬は、「遺贈寄付」を希望される信託元本の1.65%（税込）です。

※2 本商品で提携先法人への「遺贈寄付」のお申込みをいただける金額は100万円以上200万円以内です。

日本赤十字社各支部との、遺言代用信託の仕組を活用した「遺贈寄付」に関する提携は、東海地方の地銀で当行が初で、その初の提携先が地元 岐阜県支部となります。

またこれまで当行は、地元の自治体・大学を中心に、「遺贈寄付」提携先を44団体まで拡大しておりましたが、社会福祉団体との提携は日赤岐阜県支部が初となります。

なお同時に当行は、日赤岐阜県支部と「遺言を活用した遺贈寄附に関する協定書」を締結しました。本協定により当行は、同支部に「遺贈寄付」に関するご相談があった際、じゅうろく遺言代用信託＜想族あんしんたく＞を含め、遺言を活用した「遺贈寄付」に関するご相談も承り、地域のお客さまの幅広い「遺贈寄付」ニーズに対応するものです。

地域社会・地元団体への「遺贈寄付」という地域のお客さまの尊いお志や想いの実現のお手伝いにより、今後とも当行は地域社会に貢献してまいります。

以上

＜本件に関するお問い合わせ先＞

個人営業部（本件担当） 宮崎 TEL：058-266-2525

経営企画部 ブランド戦略室（広報担当） TEL：058-266-2512